

岩手県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 九戸郡洋野町種市第17地割字北鹿糠1の10（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - （3） 解除の理由 漁港施設用地とするため
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 九戸郡洋野町種市第17地割字北鹿糠1の10（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
 - （3） 解除の理由 漁港施設用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び洋野町役場に備えておいて縦覧に供する。